

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○結核指定医療機関の指定	一	○特定調達契約に係る落札者等の公示	六
○結核指定医療機関の指定辞退	一	○右同	七
○土地改良区の役員の就退任届	二	○選挙管理委員会告示	七
○右同	二	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	二	○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	八
○右同	三	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	八
○右同	三	○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等	九
○右同	三	○政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等	九
○道路の位置指定	四	○参議院(選挙区選出)議員選挙における立候補予定者に対する説明会の開催	九
○右同	四		
○歳入の徴収事務の委託	四		
○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	五		
○改良普及員資格試験の実施	五		
○建設業法による建設業者の処分	六		
○公共測量の実施の通知	六		

## 告示

奈良県告示第百一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
サン薬局八木店	橿原市内膳町四一四三一	平成十六年四月九日
コトブキ薬局八木店	橿原市木原町三一三五	平成十六年四月九日
ジャスコ橿原店薬局	橿原市曲川町七一〇一一	平成十六年四月十二日
南和病院	吉野郡大淀町北大字福神一一八一	平成十六年四月十五日
有限会社メジロ薬局	生駒市元町一一三一	平成十六年四月二十二日

奈良県告示第百二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	辞退年月日
サン薬局八木店	橿原市内膳町四一六一二二	平成十六年三月二十八日

奈良県告示第百三三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 西村 元男 奈良市高畑町一一二六一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 福角 登 奈良市高畑町一一二六一六

奈良県告示第百四四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 杉本 好正 大和郡山市小林町二二二六

堀内 正之 二二二五

米谷 徹 二二二一

広田 スガエ 二四一〇一

矢尾 ミツ子 二二二二

〃 畑埜 雅宣 〃 二二三三

〃 監事 西畑 恒男 〃 二二九九

〃 村田 岩男 〃 二二三〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 杉本 好正 大和郡山市小林町二二二六

堀内 正之 二二二五

米谷 徹 二二二一

〃 広田 スガエ 二四一〇一

〃 矢尾 ミツ子 二二二二

〃 畑埜 雅宣 二二三三

〃 監事 森畑 泰宏 二二二〇

〃 村田 岩男 二二三〇

奈良県告示第百五五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 区域の名称

小原（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

宇陀郡室生村大字小原二四六番一 一号

二五六番地先道路敷 二号

二五八番 三号

二四〇番一 四号から八号まで

二二三番三 九号

奈良県告示第百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 区域の名称

小（ロ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を県道大又小川線の道路区域境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

- 〃 吉野郡東吉野村大字小二五七番一 一号
- 〃 一七三一番 二号
- 〃 二八七番 三号
- 〃 二九六番三 四号
- 〃 三五一番一 五号
- 〃 四四三番一 六号

奈良県告示第百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 区域の名称

篠原（ロ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

- 〃 吉野郡大塔村大字篠原三三三番 一号

〃 一〇八三番 二号

〃 三九八番 三号

〃 一一二番 四号

〃 一二七番 五号

〃 一〇四九番 六号

〃 一〇三五番二 七号

〃 一〇三二番六 八号

〃 一〇三一番三 九号

〃 一〇三一番一 十号

〃 一〇二九番 十一号

〃 一〇二六番 十二号

奈良県告示第百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 区域の名称

山手（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域（保安林区域を除く。）

所在地及び標柱番号

〃 吉野郡十津川村大字山手二七一番一 一号

〃 二七〇番一 二号

〃 二六九番二 三号

〃 二六九番一 四号

〃 三二八番 五号

〃 三三六番一 六号

〃 八一九番 七号

〃 三〇九番一 八号  
 〃 三五七番一 九号  
 〃 二九七番 十号

奈良県告示第百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 区域の名称

小原（ハ）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号  
 を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村大字小原五四二番 一号  
 〃 一六八番 二号  
 〃 五二八番二 三号  
 〃 五〇九番一 四号  
 〃 五一一番 五号  
 〃 五一五番 六号

奈良県告示第百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道  
 路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 指定の場所（平成十六年四月二十七日現在の地番による。）

大和郡山市額田部北町字森川ウラ一〇三三番地ノ三、一〇三三番地ノ六の一部、一  
 〇三三番地ノ八、一〇三三番地ノ三、一〇三三番地ノ四及び字森川畑一〇三九番地ノ

四の一部

二 申請者氏名 有限会社マルセイ不動産 取締役 松原一登  
 三 申請者住所 奈良市三条町五九三番地ノ五一  
 四 道路の幅員 四・五〇メートル  
 五 道路の延長 三五・六〇メートル  
 六 指定年月日 平成十六年四月三十日  
 七 指定番号 郡土第一六〇一号

奈良県告示第百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道  
 路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 指定の場所（平成十六年四月二十七日現在の地番による。）

大和郡山市柳町字八講裏七六番地ノ八  
 二 申請者氏名 株式会社コスモ住建 代表取締役 増田恵一  
 三 申請者住所 大和郡山市池之内町四六一番地二  
 四 道路の幅員 四・五〇メートル  
 五 道路の延長 一五・五四メートル  
 六 指定年月日 平成十六年四月三十日  
 七 指定番号 郡土第一六〇二号

奈良県告示第百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次  
 のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

一 徴収を委託した歳入

奈良県東京事務所渋谷寮管理規程（昭和四十三年奈良県訓令甲第十号）第三条に規  
 定する利用料

- 二 受託者の名称及び所在地  
 名称 大都美装株式会社東京支社  
 所在地 東京都中央区八丁堀二丁目一番五号
- 三 委託事務の取扱開始日  
 平成十六年四月一日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年五月十八日から同年九月二十一日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 エイデン奈良三条店  
 所在地 奈良市三条大路四丁目一三四の二の一部
- 二 変更しようとする事項  
 大規模小売店舗の名称  
 （変更前）エイデン奈良三条店（仮称）  
 （変更後）エイデン奈良三条店  
 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 （変更前）株式会社エイデン  
 （変更後）上新電機株式会社  
 届出年月日  
 平成十六年五月七日
- 三 縦覧場所

- 五 奈良県商工労働部中小企業課  
 縦覧期間  
 平成十六年五月十八日から同年九月二十一日まで
- 六 縦覧時間  
 午前九時から午後五時まで

奈良県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年十二月奈良県条例第六十八号。以下「条例」といいます。）第二条の規定により、平成十六年度改良普及員資格試験を次のとおり実施します。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 試験期間  
 平成十六年七月二十八日（水）及び同月二十九日（木）
- 二 試験場所  
 奈良市登大路町六の二  
 奈良県文化会館
- 三 試験の方法及び項目  
 1 試験は、筆記試験及び口述試験とします。  
 2 筆記試験は、択一式又は記述式試験及び論文試験の方法により、次の項目について行います。  
 (一) 択一式又は記述式試験  
 (1) 必須項目は、教育概論及び農業概論とします。  
 (2) 選択項目として次の表の選択項目から二項目を選択してください。

必須項目	選 択 項 目
教育概論、農業概論（農業技術概論、農政事情、農業	作物、園芸、畜産、土壤肥料、植物病理及び昆虫、農業機械及び施設、植物育種、生命工学、生物化学、食品化学及び食品加工、マーケティング論、農業経済、家庭経済、会計学、労働科学、栄養学、建築及び住居、農村計画、生活

経営、生活経 福祉、社会学、統計情報及び情報処理  
営)

(二) 論文試験

右の表の選択項目のうちから一項目を選択してください。なお、択一式又は記述式試験で選択した項目と重複して選択できません。

3 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行います。

四 受験資格

条例第四条及び第五条に該当する者

五 受験手続

1 提出書類

奈良県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和二十八年三月奈良県規則第十七号）

（第五条第一項に規定する書類

2 提出先

奈良市登大路町三〇番地 奈良県農林部農業水産振興課総合振興グループ

3 受付期間

平成十六年五月二十七日（木）から六月十日（木）まで

ただし、日曜日及び土曜日は、除きます。

（郵送による場合は、平成十六年六月十日付けの消印のあるものまで受け付けま

す。）

4 その他

受験願書を郵送により提出する場合は、八十円切手をはった返信用封筒を同封の上、封筒の表に「改良普及員資格試験願書在中」と朱書し、書留郵送としてください。

六 受験票の交付

願書を受理したときは、受験者に受験票を交付します。

七 受験手数料

二千六百元（奈良県収入証紙二千六百元分を受験願書にはり付けてください。）

八 合格者の発表等

合格者の発表は、試験実施後一月以内に行い、奈良県公報に登載するとともに、合

格者には合格を通知し、合格証書を交付します。

九 その他  
この試験についての問い合わせは、奈良県農林部農業水産振興課において受け付けます。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

処分をし た年月日	処分を受 けた者の 名称	主たる営業所 の所在地	代表者の 氏名	許可番号	処分 の内 容	処分の原 因となっ た事実
平成十六 年五月十 日	丸和林産 株式会社	橿原市地黄町 三三四ノ六	嶋岡正人	奈良県知事許可 （般一―二）第 五八〇六号	許可 の取 消し	破産

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新庄町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成十六年五月十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（土地区画整理事業基準点測量）
- 二 測量の地域 北葛城郡新庄町北花内及び柿本の一部の地域
- 三 測量の期間 平成十六年五月十一日から同年七月三十一日まで

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年5月18日



奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 税務総合システム用電算機器等の貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
 奈良県総務部税務課  
 奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 日本電子計算機株式会社  
 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 132,048,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約による。
- 7 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。  
 平成16年5月18日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 プログラム・プロダクトの貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
 奈良県総務部税務課  
 奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 日本電子計算機株式会社  
 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 34,638,912円

6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約による。

7 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

**選挙管理委員会告示**

奈良県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年五月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
安川よしおを支える会	安川義雄	安川澄良	北葛城郡当麻町当麻七〇	平成十六年四月十三日
前川正を励ます会	芳本甚二	富士豊弘	御所市南十三五七一三	平成十六年四月十九日
前川きよしげを支える関大有志の会	木村達也	松本文式	大和郡山市杉町二〇九一四	平成十六年四月二十日
都祁村森岡正宏後	吉本文孝	谷岡喜浩	山辺郡都祁村萩四	平成十六年四月

会	前川きよしげを支える弁護士有志の会	児玉憲夫	山岸克巳	○九一四 大和郡山市杉町二	平成十六年四月二十八日
みやび会		井戸西規雄	増田恵一	大和郡山市池之内町四六一一三	平成十六年四月二十三日
宏後援会	奈良高同窓森岡正	植原一光	中嶋忠雄	奈良市芝辻町三一八一二一	平成十六年四月二十二日
援会					五六一 二十二日

奈良県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十六年五月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
下北山村柿本よしや後援会	代表者	上平一郎	西脇実男	平成十六年四月六日
	会計責任者	山本静夫	上平一郎	
御杖村柿本よしや後援会	会計責任者	山崎往男	鈴木仁彦	平成十六年四月六日

後援会	下市町柿本よしや	主たる事務所の所在地	吉野郡下市町大字下市五六〇	平成十六年四月八日
中野まさふみ後援会		会計責任者	増田恵一	平成十六年四月十四日
植田忠行後援会	代表者	高垣年伸	谷義一	平成十六年四月二十六日
			植田浅次郎	

奈良県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同法第三項の規定により、次のとおり告示する。  
平成十六年五月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いきいきした奈良をつくる会	植田至紀	平成十六年三月三十一日
生駒庄八郎後援会	北内清孝	平成十六年四月二十三日
植田むねのりといきいきした21世紀をつくる会	山口善熙	平成十六年三月三十一日
大井国崇を励ます会	大井国崇	平成十五年五月一日



福岡ともみ後援会	福岡ともみ	平成十六年三月三十一日
南友会	吉田竜生	平成十六年三月一日

奈良県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年五月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

公職の候補者	届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
	安川義雄	当麻町長	安川よしおを支える会	北葛城郡当麻町当麻七〇	安川義雄	平成十六年四月十三日

資金管理団体

奈良県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年五月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

公職の候補者	届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
福岡ともみ	大井国崇	奈良市議会議員	大井国崇を励ます会	奈良市神殿町五五六一六	大井国崇	平成十六年四月十六日
後援会	福岡ともみ	磯城郡田原本町	鍵三〇一一	福岡ともみ	平成十六年四月二日	

選挙管理委員会公告

近く執行予定の参議院（選挙区選出）議員選挙において立候補を予定する者に対し、立候補の手続等について、次により説明会を開催します。

平成十六年五月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

- 一 日時 平成十六年六月一日（火）午後三時
- 二 場所 奈良市鍋屋町一五 共済会館やまと 一階 会議室「平城」

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九一―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。